○佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局設置条例

平成26年10月１日条例第４号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第１項の規定に基づき、佐久市・北佐久郡環境施設組合の組合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を設置する。

（委任）

第２条　事務局に設置する係及びその分掌する事務その他この条例の施行について必要な事項は、組合長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。